

令和3年第6回廿日市市議会（第4回定例会）条例新旧対照表

議案第69号	廿日市市手数料条例の一部を改正する条例	1
議案第70号	廿日市市漁港管理条例の一部を改正する条例	7
議案第71号	廿日市市総合健康福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例	11
議案第72号	廿日市市国民健康保険条例の一部を改正する条例	17
議案第73号	廿日市市自転車駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例	19
議案第74号	廿日市市建築審査会条例の一部を改正する条例	21

改正後				改正前			
		手数料の額は、長期優良住宅建築等計画の認定に係る手数料の額に、建築物に関する確認又は計画通知に係る審査を申し出る場合は建築物に関する確認又は計画通知の項に定める手数料の額を、建築設備に関する確認又は計画通知に係る審査を申し出る場合は建築設備に関する確認又は計画通知の項に定める手数料の額を加えた額				手数料の額は、長期優良住宅建築等計画の認定に係る手数料の額に、建築物に関する確認又は計画通知に係る審査を申し出る場合は建築物に関する確認又は計画通知の項に定める手数料の額を、建築設備に関する確認又は計画通知に係る審査を申し出る場合は建築設備に関する確認又は計画通知の項に定める手数料の額を加えた額	
(略)				(略)			
確認書又は確認書の写しを提出する			ア 確認書とは、住宅の品質確保の促進等に関する	適合審査を受けた			ア 適合審査とは、長期優良住宅の普及の促進に関

改正後				改正前			
場合の審査			<p>法律（平成11年法律第81号）第6条の2第3項に規定する確認書</p> <p>_____をいう。</p> <p>イ 共同住宅等に係る手数料の額は、申請住戸数により算定する。</p> <p>ウ 認定を受けた長期優良住宅建築等計画を変更する場合の手数料の額は、2分の1の額とする。</p>	場合の審査			<p>する法律第6条第1項各号（第3号を除く。）に掲げる基準に適合していることについて、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が行う審査をいう。</p> <p>イ 共同住宅等に係る手数料の額は、申請住戸数により算定する。</p> <p>ウ 認定を受けた長期優良住宅建築等計画を変更する場合の手数料の額は、2分の1の額とする。</p>
戸建て住宅	1件	1万2,900円	増改築をする場合は、1万9,400円	戸建て住宅	1件	6,600円	増改築をする場合は、9,800円
共同住宅等				共同住宅等			
10戸以下	1件	1万2,900円に申請住戸数から1を減じた数に2,900円を乗じて得た額を加えた額	増改築をする場合は、1万9,400円に申請住戸数から1を減じた数に4,200円を乗じて得た額を加えた額	10戸以下	1件	6,600円に申請住戸数から1を減じた数に1,800円を乗じて得た額を加えた額	増改築をする場合は、9,800円に申請住戸数から1を減じた数に2,800円を乗じて得た額を加えた額
11戸以上100戸以下	1件	3万9,000円に申請住戸数から10を減じた数に1,300円を乗じて得た額を加えた額	増改築をする場合は、5万8,000円に申請住戸数から10を減じた数に2,000円を乗じて得た額を加えた額	11戸以上100戸以下	1件	2万3,000円に申請住戸数から10を減じた数に900円を乗じて得た額を加えた額	増改築をする場合は、3万5,000円に申請住戸数から10を減じた数に1,400円を乗じて得た額を加えた額

改正後				改正前														
	101戸以上200戸以下	1件	16万円に申請住戸数から100を減じた数に1,100円を乗じて得た額を加えた額	増改築をする場合は、24万1,000円に申請住戸数から100を減じた数に1,600円を乗じて得た額を加えた額		101戸以上200戸以下	1件	10万9,000円に申請住戸数から100を減じた数に700円を乗じて得た額を加えた額	増改築をする場合は、16万2,000円に申請住戸数から100を減じた数に1,000円を乗じて得た額を加えた額									
	201戸以上300戸以下	1件	27万3,000円に申請住戸数から200を減じた数に700円を乗じて得た額を加えた額	増改築をする場合は、40万9,000円に申請住戸数から200を減じた数に1,100円を乗じて得た額を加えた額		201戸以上300戸以下	1件	18万円に申請住戸数から200を減じた数に400円を乗じて得た額を加えた額	増改築をする場合は、26万7,000円に申請住戸数から200を減じた数に600円を乗じて得た額を加えた額									
	301戸以上	1件	34万6,000円に申請住戸数から300を減じた数に400円を乗じて得た額を加えた額(39万3,000円を上限とする。)	増改築をする場合は、51万9,000円に申請住戸数から300を減じた数に700円を乗じて得た額を加えた額(58万9,000円を上限とする。)		301戸以上	1件	22万3,000円に申請住戸数から300を減じた数に100円を乗じて得た額を加えた額(23万8,000円を上限とする。)	増改築をする場合は、32万9,000円に申請住戸数から300を減じた数に200円を乗じて得た額を加えた額(35万1,000円を上限とする。)									
住宅性能評価書又は住宅性能評価書の写しを提出する場合の審査				ア 住宅性能評価書とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する住宅性能評価書(同法第6条の2第4項の規定によりその住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載されたものに限る。)をいう。 イ 共同住宅等に係る手数料の額は、申請住戸数に				住宅性能評価書の交付を受けた場合の審査				ア 住宅性能評価書とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する住宅性能評価書をいう。 イ 共同住宅等に係る手数料の額は、申請住戸数に						
	戸建て住宅 共同住宅等	1件	1万2,900円			戸建て住宅 共同住宅等	1件	1万6,500円										
	10戸以下	1件	1万2,900円に申請住戸数から1を減じた数に2,900円を			10戸以下	1件	1万6,500円に申請住戸数から1を減じた数に9,000円を										

改正後				改正前					
			11戸以上100戸以下 1件 3万9,000円に申請住戸数から10を減じた数に1,300円を乗じて得た額を加えた額	より算定する。 ウ 認定を受けた長期優良住宅建築等計画を変更する場合の手数料の額は、2分の1の額とする。				11戸以上100戸以下 1件 9万8,300円に申請住戸数から10を減じた数に4,300円を乗じて得た額を加えた額	より算定する。 ウ 認定を受けた長期優良住宅建築等計画を変更する場合の手数料の額は、2分の1の額とする。
			101戸以上200戸以下 1件 16万円に申請住戸数から100を減じた数に1,100円を乗じて得た額を加えた額					101戸以上200戸以下 1件 48万8,000円に申請住戸数から100を減じた数に4,000円を乗じて得た額を加えた額	
			201戸以上300戸以下 1件 27万3,000円に申請住戸数から200を減じた数に700円を乗じて得た額を加えた額					201戸以上300戸以下 1件 88万9,000円に申請住戸数から200を減じた数に3,200円を乗じて得た額を加えた額	
			301戸以上 1件 34万6,000円に申請住戸数から300を減じた数に400円を乗じて得た額を加えた額(39万3,000円を上限とする。)					301戸以上 1件 121万2,000円に申請住戸数から300を減じた数に2,500円を乗じて得た額を加えた額(146万6,000円を上限とする。)	
(略)				(略)					
要除却認定マンション建替えにおける容積率	1件	16万円	1申請をもって1件とする。	要除却認定マンション建替えにおける容積率	1件	16万円	1申請をもって1件とする。		

改正後				改正前			
の特例許可				の特例許可			
認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例許可	1件	16万円	1申請をもって1件とする。	(新設)			
(略)				(略)			

改正後	改正前						
<p>でない。</p> <p>2 前項の占用料の納付等については、<u>前条第3項から第5項までの規定を準用する。</u> (許可の取消し等)</p> <p>第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、その許可を取り消し、その許可に付した条件を変更し、又はその行為の中止、既に設置した工作物の改築、移転若しくは除去、当該工作物により生ずべき漁港保全上若しくは利用上の障害を予防するために必要な施設の設置若しくは原状の回復を命ずることができる。</p> <p>(1) 第11条第1項若しくは第2項又は第12条の規定に違反した者 (2) 第11条第1項又は第2項の許可に付した条件に違反した者 (3) 詐欺その他不正な手段により第11条第1項又は第2項の許可を受けた者 (公益上の必要な措置)</p> <p>第16条 市長は、漁港修築事業その他の漁港の工事の施行又は漁港の維持管理のため特に必要があると認めるときは、第11条第1項又は第2項の許可を受けた者に対し、前条に規定する処分をし、又は同条に規定する必要な措置を命ずることができる。</p> <p>附 則 1～6 (略)</p> <p>7 <u>第13条第2項の規定にかかわらず、別表第2の使用料は、令和5年3月31日までの間は、これを徴収しないものとする。</u></p> <p><u>別表第2 (第13条関係)</u></p> <table border="1" data-bbox="129 1145 1086 1302"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地方自治法第238条の4第7項の規定によりプレジャーボートの係留を目的として使用する場合に係る使用料</td> <td>船舶等の長さ1メートルにつき1月</td> <td>300円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 船舶等の長さとは、次に掲げる長さの合計をいう。 (1) 係留するプレジャーボートの船舶の長さ (2) プレジャーボートの係留の用に供する栈橋及び渡船の長さ</p>	区分	単位	使用料	地方自治法第238条の4第7項の規定によりプレジャーボートの係留を目的として使用する場合に係る使用料	船舶等の長さ1メートルにつき1月	300円	<p>でない。</p> <p>2 前項の占用料の納付等については、<u>前条第2項から第4項までの規定を準用する。</u> (許可の取消し等)</p> <p>第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、その許可を取り消し、その許可に付した条件を変更し、又はその行為の中止、既に設置した工作物の改築、移転若しくは除去、当該工作物により生ずべき漁港保全上若しくは利用上の障害を予防するために必要な施設の設置若しくは原状の回復を命ずることができる。</p> <p>(1) 第11条第1項_____又は第12条の規定に違反した者 (2) 第11条第1項_____の許可に付した条件に違反した者 (3) 詐偽その他不正な手段により第11条第1項_____の許可を受けた者 (公益上の必要な措置)</p> <p>第16条 市長は、漁港修築事業その他の漁港の工事の施行又は漁港の維持管理のため特に必要があると認めるときは、第11条第1項_____の許可を受けた者に対し、前条に規定する処分をし、又は同条に規定する必要な措置を命ずることができる。</p> <p>附 則 1～6 (略) (新設) (新設)</p>
区分	単位	使用料					
地方自治法第238条の4第7項の規定によりプレジャーボートの係留を目的として使用する場合に係る使用料	船舶等の長さ1メートルにつき1月	300円					

改正後	改正前
<p>(3) <u>プレジャーボートの係留に伴い必要となる通船及び物置船の長さ</u></p> <p><u>2 前項の船舶等の長さに1メートルに満たない端数があるときは、当該端数を1メートルとみなして使用料を計算する。</u></p> <p><u>3 使用期間が1月に満たないとき又は使用期間に1月に満たない端数があるときは、当該1月に満たない使用期間又は当該1月に満たない端数の期間を1月とみなして使用料を計算する。</u></p> <p>別表第3 (略)</p>	<p>別表第2 (略)</p>

改正後	改正前
<p><u>（事業）</u> 第3条 健康福祉センターは、次の<u>事業</u>を行う。 <u>（1）健康の増進及び福祉の向上を目的とする市民の活動を促進するための施設の提供に関すること。</u> <u>（2）包括的相談支援に関すること。</u> （削る） （削る） <u>（3）その他健康福祉センターの目的を達成するために必要な事業に関すること。</u> （削る） （削る） （削る） （削る）</p>	<p><u>（業務）</u> 第3条 健康福祉センターは、次の<u>業務</u>を行う。 <u>（1）市民の健康相談、保健指導、健康診査等に関すること。</u> <u>（2）高齢者福祉及び障害者福祉の増進に関すること。</u> <u>（3）子育て支援センター事業に関すること。</u> <u>（4）ボランティア等の育成に関すること。</u> <u>（5）その他健康福祉センターの目的を達成するために必要な事業に関すること。</u> <u>（施設）</u> 第4条 <u>前条の業務を行うため、健康福祉センターに次の施設を置く。</u> <u>（1）保健センター</u> <u>（2）子育て支援センター</u> <u>（3）地域福祉センター</u> <u>（指定管理者による管理）</u> 第5条 <u>健康福祉センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。</u> <u>（開館時間）</u> 第6条 <u>健康福祉センターの開館時間は、午前8時30分から午後10時までとする。</u> <u>2 指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、前項の開館時間を変更することができる。</u> （休館日） 第7条 <u>健康福祉センターの休館日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。</u></p>

改正後	改正前
<p>(使用の許可)</p> <p>第4条 健康福祉センターの施設及び附属設備（以下「施設等」という。）を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、<u>市長</u>の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 <u>市長</u>は、前項の許可をする場合において、健康福祉センターの管理運営上必要があると認めるときは、その使用について条件を付することができる。</p> <p>(使用許可の制限)</p> <p>第5条 <u>市長</u>は、申請者の施設等の使用の目的又は方法が次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないことができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(使用料)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(2) <u>前号</u>に掲げるもののほか、公益上の目的で使用する場合で、市長が特に必要と認めるとき。</p> <p>2 使用料は、<u>第4条第1項</u>の施設等の使用の許可を受ける際に納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第7条 <u>市長</u>は、施設等の使用の許可を受けた者（以下「使用者」とい</p>	<p>2 <u>指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、前項の休館日以外の日</u>に健康福祉センターの全部若しくは一部を休館し、又は<u>同項の休館日に健康福祉センターの全部若しくは一部を開館することができる。</u></p> <p>(使用の許可)</p> <p>第8条 健康福祉センターの施設及び附属設備（以下「施設等」という。）を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、<u>指定管理者</u>の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 <u>指定管理者は、前項の許可をする場合において、健康福祉センターの管理運営上必要があると認めるときは、その使用について条件を付することができる。</u></p> <p>(使用許可の制限)</p> <p>第9条 <u>指定管理者は、申請者の施設等の使用の目的又は方法が次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないことができる。</u></p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(使用料)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>市内に住所を有する65歳以上の者又は障害者が、リハビリ室又は健康増進室2を個人で共用使用するとき。</u></p> <p>(3) <u>前2号</u>に掲げるもののほか、公益上の目的で使用する場合で、市長が特に必要と認めるとき。</p> <p>2 使用料は、<u>第8条第1項</u>の施設等の使用の許可を受ける際に納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第11条 <u>指定管理者は、施設等の使用の許可を受けた者（以下「使用者」とい</u></p>

改正後	改正前
<p>う。)が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用の方法を制限することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>第5条各号</u>のいずれかに該当する事由が発生したとき。</p> <p>2 (略)</p>	<p>う。)が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用の方法を制限することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>第9条各号</u>のいずれかに該当する事由が発生したとき。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>(指定管理者の指定の申請)</u></p>
<p>(削る)</p>	<p><u>第12条 指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(指定管理者の指定)</u></p>
<p>(削る)</p>	<p><u>第13条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準によって申請の内容を総合的に審査し、当該申請に係る健康福祉センターの指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て当該指定管理者として指定するものとする。</u></p> <p><u>(1) 事業計画書の内容が、健康福祉センターの利用者の平等な利用を確保できるものであること。</u></p> <p><u>(2) 事業計画書の内容が、健康福祉センターの効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。</u></p> <p><u>(3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているものであること。</u></p> <p><u>(4) 地域の実情に適合した事業を行う能力を有しているものであること。</u></p> <p><u>(5) 前各号に掲げるもののほか、健康福祉センターの設置の目的を達成するために十分な能力を有しているものであること。</u></p> <p><u>(指定管理者が行う業務)</u></p>
<p>(削る)</p>	<p><u>第14条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</u></p> <p><u>(1) 健康福祉センターの使用の許可に関する業務</u></p> <p><u>(2) 健康福祉センターの施設、設備及び物品の維持管理に関する業務</u></p> <p><u>(3) 前2号に掲げるもののほか、健康福祉センターの運営に関して市長が必要と認める業務</u></p>

改正後		改正前																																																																																								
(削る)		(事業報告書の作成及び提出) 第15条 指定管理者は、規則で定めるところにより、事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。																																																																																								
(削る)		(業務報告の聴取等) 第16条 市長は、健康福祉センターの管理の適正を期するため、指定管理者に対し、定期に又は臨時に、その管理の業務及び経費の状況に関する報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。																																																																																								
(削る)		(指定の取消し等) 第17条 市長は、指定管理者が第15条の規定に従わないとき、前条の規定による報告をせず、調査を拒み、又は指示に従わないときその他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。																																																																																								
(委任)		2 市は、前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたことによって、指定管理者に損害が生じることがあっても、これに対して賠償する義務を負わない。																																																																																								
第8条 この条例に定めるもののほか、健康福祉センターの管理に関し必要な事項は、規則で定める。		(委任) 第18条 この条例に定めるもののほか、健康福祉センターの管理に関し必要な事項は、市長が定める。																																																																																								
別表（第6条関係）		別表（第10条関係）																																																																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区分</th> <th colspan="6">基本使用料</th> </tr> <tr> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> <th>午前・午後</th> <th>午後・夜間</th> <th>1日</th> </tr> <tr> <th>9時から12時30分まで</th> <th>13時から17時まで</th> <th>17時30分から21時30分まで</th> <th>9時から17時まで</th> <th>13時から1時30分まで</th> <th>9時から21時30分まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>健康指導室</td> <td>円 1,890</td> <td>円 2,150</td> <td>円 2,150</td> <td>円 4,320</td> <td>円 4,600</td> <td>円 6,770</td> </tr> <tr> <td>栄養指導室</td> <td>790</td> <td>910</td> <td>910</td> <td>1,830</td> <td>1,940</td> <td>2,860</td> </tr> <tr> <td>調理室</td> <td>2,170</td> <td>2,490</td> <td>2,490</td> <td>4,990</td> <td>5,300</td> <td>7,800</td> </tr> <tr> <td>健康増進室</td> <td>2,280</td> <td>2,600</td> <td>2,600</td> <td>5,220</td> <td>5,550</td> <td>8,150</td> </tr> </tbody> </table>	区分	基本使用料						午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	1日	9時から12時30分まで	13時から17時まで	17時30分から21時30分まで	9時から17時まで	13時から1時30分まで	9時から21時30分まで	健康指導室	円 1,890	円 2,150	円 2,150	円 4,320	円 4,600	円 6,770	栄養指導室	790	910	910	1,830	1,940	2,860	調理室	2,170	2,490	2,490	4,990	5,300	7,800	健康増進室	2,280	2,600	2,600	5,220	5,550	8,150		<p>1 専用使用する場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区分</th> <th colspan="6">基本使用料</th> </tr> <tr> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> <th>午前・午後</th> <th>午後・夜間</th> <th>1日</th> </tr> <tr> <th>9時から12時30分まで</th> <th>13時から17時まで</th> <th>17時30分から21時30分まで</th> <th>9時から17時まで</th> <th>13時から1時30分まで</th> <th>9時から21時30分まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>健康指導室</td> <td>円 1,890</td> <td>円 2,150</td> <td>円 2,150</td> <td>円 4,320</td> <td>円 4,600</td> <td>円 6,770</td> </tr> <tr> <td>栄養指導室</td> <td>790</td> <td>910</td> <td>910</td> <td>1,830</td> <td>1,940</td> <td>2,860</td> </tr> <tr> <td>調理室</td> <td>2,170</td> <td>2,490</td> <td>2,490</td> <td>4,990</td> <td>5,300</td> <td>7,800</td> </tr> </tbody> </table>	区分	基本使用料						午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	1日	9時から12時30分まで	13時から17時まで	17時30分から21時30分まで	9時から17時まで	13時から1時30分まで	9時から21時30分まで	健康指導室	円 1,890	円 2,150	円 2,150	円 4,320	円 4,600	円 6,770	栄養指導室	790	910	910	1,830	1,940	2,860	調理室	2,170	2,490	2,490	4,990	5,300	7,800	
区分		基本使用料																																																																																								
		午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	1日																																																																																			
	9時から12時30分まで	13時から17時まで	17時30分から21時30分まで	9時から17時まで	13時から1時30分まで	9時から21時30分まで																																																																																				
健康指導室	円 1,890	円 2,150	円 2,150	円 4,320	円 4,600	円 6,770																																																																																				
栄養指導室	790	910	910	1,830	1,940	2,860																																																																																				
調理室	2,170	2,490	2,490	4,990	5,300	7,800																																																																																				
健康増進室	2,280	2,600	2,600	5,220	5,550	8,150																																																																																				
区分	基本使用料																																																																																									
	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	1日																																																																																				
	9時から12時30分まで	13時から17時まで	17時30分から21時30分まで	9時から17時まで	13時から1時30分まで	9時から21時30分まで																																																																																				
健康指導室	円 1,890	円 2,150	円 2,150	円 4,320	円 4,600	円 6,770																																																																																				
栄養指導室	790	910	910	1,830	1,940	2,860																																																																																				
調理室	2,170	2,490	2,490	4,990	5,300	7,800																																																																																				

改正後							改正前															
1 及び健康増進室 2							リハビリ室	2,400	2,750	2,750	5,510	5,850	8,610									
健康増進室 2	1,380	1,580	1,580	3,170	3,380	4,970	健康増進室 1 及び健康増進室 2	2,280	2,600	2,600	5,220	5,550	8,150									
会議室	1,240	1,420	1,420	2,850	3,030	4,460	健康増進室 2	1,380	1,580	1,580	3,170	3,380	4,970									
音楽室	960	1,110	1,110	2,230	2,360	3,480	会議室	1,240	1,420	1,420	2,850	3,030	4,460									
作業室 1	510	590	590	1,190	1,260	1,860	音楽室	960	1,110	1,110	2,230	2,360	3,480									
作業室 2	590	670	670	1,340	1,430	2,100	作業室 1	510	590	590	1,190	1,260	1,860									
多目的ホール	6,700	7,650	7,650	15,310	16,270	23,940	作業室 2	590	670	670	1,340	1,430	2,100									
講座室	2,440	2,790	2,790	5,580	5,930	8,720	多目的ホール	6,700	7,650	7,650	15,310	16,270	23,940									
附属設備	市長が定める額						リ															
備考							講座室	2,440	2,790	2,790	5,580	5,930	8,720									
1	使用者が健康福祉センターの設置の目的以外に施設等を使用する場合（文化、教育その他公共的事業に使用する場合を除く。）における施設等の使用料の額は、この表に定める額にそれぞれ2を乗じて得た額とする。						附属設備	市長が定める額														
2	この表に定める使用時間を超えて施設等を使用する場合における使用料の額は、超過時間1時間までごとに、その使用区分に係る基本使用料の1時間当たりの額に1.5を乗じて得た額とする。この場合において、1時間未満の端数は、1時間とみなす。						備考															
3	使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。						1 使用者が健康福祉センターの設置の目的以外に施設等を使用する場合（文化、教育その他公共的事業に使用する場合を除く。）における施設等の使用料の額は、この表に定める額にそれぞれ2を乗じて得た額とする。															
							2 この表に定める使用時間を超えて施設等を使用する場合における使用料の額は、超過時間1時間までごとに、その使用区分に係る基本使用料の1時間当たりの額に1.5を乗じて得た額とする。この場合において、1時間未満の端数は、1時間とみなす。															
							3 使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。															
							2 個人で共用使用する場合															
							<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>リハビリ室</td> <td>1回1区分</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>健康増進室 2</td> <td>1回1区分</td> <td>200円</td> </tr> </tbody> </table>							区分	単位	使用料	リハビリ室	1回1区分	200円	健康増進室 2	1回1区分	200円
区分	単位	使用料																				
リハビリ室	1回1区分	200円																				
健康増進室 2	1回1区分	200円																				
							備考 この表において「1区分」とは、別表1の専用使用する場合に規定する午前、午後及び夜間の区分をいう。															

改正後	改正前
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>40万8,000円</u>を支給する。ただし、市長が必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに<u>1万2,000円</u>を上限として加算するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</p> <p>第4条 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（<u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）</u>に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>40万4,000円</u>を支給する。ただし、市長が必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに<u>1万6,000円</u>を上限として加算するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</p> <p>第4条 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）</u> <u>に感染したとき又は発熱等の症状</u> があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</p> <p>2・3 (略)</p>

議案第73号

廿日市市自転車駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例案新旧対照表

廿日市市自転車駐車場設置及び管理条例（昭和58年条例第20号）

（下線の部分は改正部分）

改正後		改正前	
別表第2（第2条関係）		別表第2（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
山陽女学園前駅自転車駐車場	廿日市市大東1051番地 1	山陽女子大前自転車駐車場	廿日市市大東1051番地 1
宮内駅前自転車駐車場	廿日市市串戸三丁目4823番地 2	宮内駅前自転車駐車場	廿日市市串戸三丁目4823番地 2
地御前駅前自転車駐車場	廿日市市地御前一丁目1351番地 5	地御前駅前自転車駐車場	廿日市市地御前一丁目1351番地 5
廿日市市役所前駅自転車駐車場	廿日市市新宮二丁目144番地 1	廿日市市役所前駅自転車駐車場	廿日市市新宮二丁目144番地 1
阿品駅前自転車駐車場	廿日市市阿品二丁目2436番地 8	阿品駅前自転車駐車場	廿日市市阿品二丁目2436番地 8
阿品東自転車駐車場	廿日市市阿品一丁目1973番地 5	阿品東自転車駐車場	廿日市市阿品一丁目1973番地 5
広電廿日市駅自転車駐車場	廿日市市廿日市二丁目966番地21	広電廿日市駅自転車駐車場	廿日市市廿日市二丁目966番地21
J A 広島病院前駅自転車駐車場	廿日市市地御前一丁目1007番地 6 地 先		
宮島口自転車駐車場	廿日市市宮島口二丁目2558番地 7	宮島口自転車駐車場	廿日市市宮島口二丁目2558番地 7
広電宮島口駅前自転車駐車場	廿日市市宮島口一丁目9094番地 2	広電宮島口駅前自転車駐車場	廿日市市宮島口一丁目9094番地 2
前空自転車駐車場	廿日市市前空五丁目880番地129	前空自転車駐車場	廿日市市前空五丁目880番地129

